

被災された皆さまへ—生活支援情報

福島県からのお知らせ

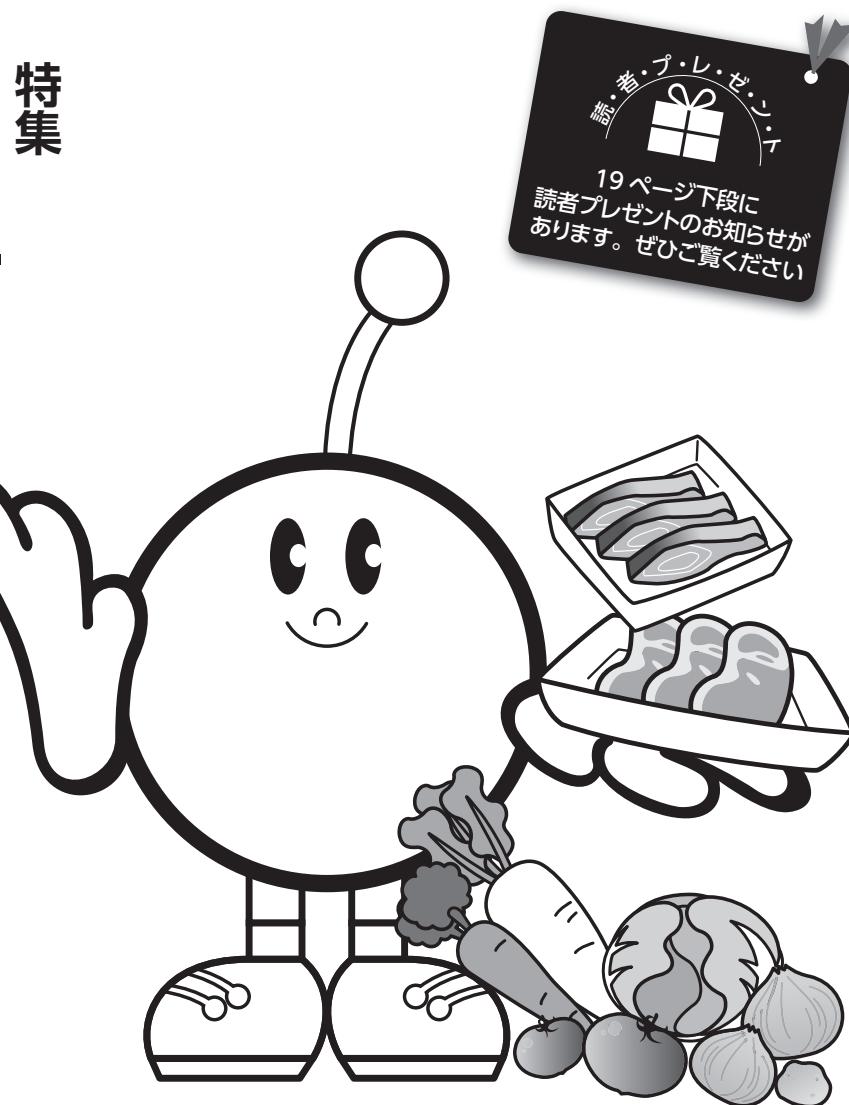


平成 24 年 6 月 25 日(月) (第 38 報)

福島県から被災された皆さまへ、
生活支援に関する情報を偶数月にお届けします。

この冊子は、福島県民および県外に避難されている方が、明日への一步
を踏み出すことを目指して発行しています。ぜひご一読、ご活用ください。

学校給食と自家消費農作物の取り組み
～放射性物質検査～
**より一層の
食品の安全と安心のために**
特集
4



「原子力損害賠償の完全実施に関する 東京電力への緊急要求」を行いました



- 東京電力からは具体的な回答が乏しく、まだまだ不十分
- 「十分な賠償なくして、福島県の復興はない」
東京電力に原子力損害賠償の完全実施を強く求めた
- 一部前向きな回答を引き出した
- 各団体、市町村から切実な訴え、東京電力の対応に不満の声
- 「迅速、確実、十分」な賠償を引き続き強く求めていく

※詳しくは次ページをご覧下さい

ページ
県の動き 1

学生の
ボランティア 3
活動

特 集 4

お知らせ 6

原子力
損害賠償 8

生活支援 10

雇用・経営 11

住 宅 13

医療・介護・
健康 14

環境放射能
測定結果 16

各種相談
窓口 17

市町村
問合せ先
一覧 20



原子力損害賠償の完全実施に関する東京電力への緊急要求

～福島県原子力損害対策協議会～

5月31日／福島市「エルティ」にて

■これまでの東電の対応は不十分

4月27日、福島県原子力損害対策協議会は、東京電力に対し、200万県民の総意として、「原子力損害賠償の完全実施を求める要求書」を提出し、5月18日に東京電力から回答がありました。その内容は、具体性に乏しく、極めて不十分であり、「迅速、確実、十分」な賠償につながる回答ではありませんでした。

このため、協議会の場に、東京電力（廣瀬常務取締役（当時））の出席を求めて5月31日に福島市「エルティ」にて「緊急要求」を実施し、知事が損害賠償の完全実施を改めて強く迫りました。その場には、国から柳澤経済産業副大臣、神本文部科学大臣政務官のほか、原子力損害賠償支援機構、原子力損害賠償紛争解決センターも出席しました。

■十分な賠償なくして、福島県の復興はない

協議会の会長である知事からは、「十分な賠償なくして、福島県の復興はない」として、原子力災害の原因者としての誠意を示すとともに、スピード感を持って、具体的かつ明確な回答を行うよう強く求めました。

■一部の賠償方針に前向きな回答

- これを受け、東京電力からは、
- ①就労不能等の損害について、自らの努力で得た新たな収入を賠償額から控除しない
 - ②旧緊急時避難準備区域の滞在者、早期に戻られた方の精神的損害について避難された方と同等の賠償を行う

など、一部前向きな回答を引き出すことができました。

また、川内村長が「『4月から村に戻れる人は戻ろう』と呼びかけているが、旧緊急時避難準備区域の人たちへの賠償が8月末で打ち切られることを非常に懸念している。ぜひ延長をお願いしたい」と発言したところ、東京電力は本年8月末の状況を踏まえ賠償の継続を検討する意向を明らかにしました。

■各団体、市町村から切実な訴え

しかし、この他については、東京電力から十分に納得できる回答ではなく、原子力災害の原因者としての責任、誠意が感じられません。東京電力は、福島県民が置かれている厳しい現状を真正面から受け止め、誠意を持って被害者と向き合うべきです。

協議会構成員からも、「賠償が進まない」「誠意を感じられない」「被害者の目線に立つべきだ」「謝罪する態度が見えない」など、東京電力の対応についての不満の声が多く出されました。

■「迅速、確実、十分」な賠償を

活力にあふれ、未来への希望に満ちた福島県を取り戻すためには、県民の生活や事業を確実に再建させる、賠償の完全実施が必要不可欠です。

原子力損害賠償の完全実施に向け、県としては、関係団体、市町村と力を合わせ、全力で取り組んでいきます。

最後に、知事は東京電力に対し、県内団体から発言された次の言葉を用いました。『被災後、すぐにこんなことを思った。一ヶ月目は夢の中 二ヶ月目は現実を知り 三ヶ月目は泪の海の中 四ヶ月以降は本物の苦惱がくるだろうと。そして今、先の見えないことに心が壊れ、家族は分断。寂しい独り暮らしの先が見えない。でも、自らが立ち上がりねば復興にはならない。』

知事は「この言葉をしっかりと胸に刻み、賠償に当たっては、迅速、確実、十分な対応を強く求める」と申し入れました。



知事と東京電力廣瀬常務取締役（次期社長）の質疑応答



学生のボランティア活動

会津学生
ボランティア
連絡会

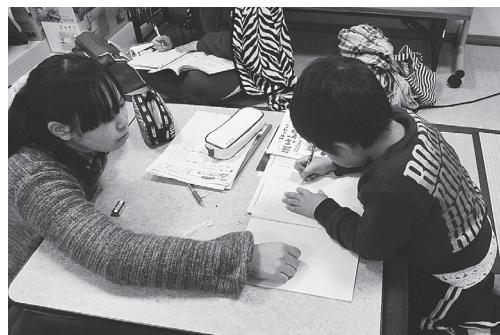
子どもたちがまた来たいと思える場をつくりたい ～学習支援のボランティア活動～

会津学生ボランティア連絡会 代表 菅原 美穂

昨年の5月から避難地域の子どもたちの 学習支援活動に取り組む

私たち会津学生ボランティア連絡会は、会津大学、会津大学短期大学部、仁愛看護福祉専門学校の3つの学校から学生が集まり、ボランティア活動に取り組んでいる学生団体です。

昨年5月より、学習支援をスタートし、昨年7月までの約2カ月間、二次避難所であった芦ノ牧温泉・東山温泉で子どもたちと一緒に勉強会をしてきました。昨年10月からは、会津若松市内にある東部公園応急仮設住宅・第二中学校西応急仮設住宅の2カ所の仮設住宅の集会所をお借りして、この活動に現在も取り組んでいます。



子ども達の学ぶ気持ちにしっかりと応えていきたい。支援継続の大切さを日々痛感しています。

自分の目標を立てて取り組む 子どもたちに感心。 みんな楽しそうです

毎週月・木曜日の午後7時から午後8時半までの間、子どもたちはまず学校の宿題や塾の宿題、自習学習などに取り組みます。中には勉強中もおしゃべりをしてしまう子、お絵かきをしている子、とにかく友達にちょっか

いを出す子、いろんな子がいて「なんて声をかけたら勉強してくれるかなあ…」と悩むこともあります。けれど、毎回参加するうちに集会所に来たらすぐに宿題を出して「今日はここまでやる！」と一生懸命取り組む姿を見られるようになりました。小さなことですが少しずつ慣れてくれることが、とても嬉しいです。自分の目標まで勉強を終わらせた後は、私たち学生と子どもたちと一緒にお菓子を食べたり、お絵かきをしたり、その日に学校であった事をしゃべったりします。参加してくれる子はみんな楽しそうで、そういう姿を見られることもまた嬉しいと思っています。

コミュニケーションが大切。 これからも充実した場をつくっていきたい

「学習支援」「勉強会」とはいいますが、あまり堅苦しいものではなくコミュニケーションも大切にし、子どもたちがまた来たいと思えるような場になればいいな、というのが私たちの願いです。そういう場をつくるために集会所の提供や、子どもたちへの参加を呼び掛けてください、東部公園応急仮設住宅・第二中学校西応急仮設住宅のみなさんにはご理解とたくさんのご協力をいただいており、本当に感謝しています。



ポイントを少し教えた時の、子どもの吸収力の早さには驚かされます。



より一層の食品の安全と安心のために

～放射性物質検査の取り組み～

子どものすこやかな笑顔を守りたい

学校給食の取り組み

福島県では、「食」に関して生産・流通・消費の各段階で検査を実施し、食品による内部被ばくを防ぐ取り組みを強化しています。

県産食品については、生産段階では県が実施する農林水産物の環境放射線モニタリング事業を始め、JAや出荷業者の皆さんが出荷前に検査を行っています(第1段階)。

学校給食においては、これらの検査を経た安全な食材が使用されていますが、放射線の影響を心配する保護者の方々にさらに安心していただくために、小・中学校を設置する市町村が中心となって、給食に使用する食材の調理前の検査（第2段階）を実施しています。県では、検査機器整備などの補助事業を実施すると共に、今後、希望する市町村に対して完成した学校給食1食分まるごとの検査（第3段階）を行う予定としており、学校給食の検査体制整備を積極的に支援することにより一層の安心の確保に努めています。

また、県では今後、学校に加え保育所や幼稚園、児童福祉施設などの給食の検査体制整備に取り組み、子どもたちを取り巻く食に対する安全・安心のさらなる確保を目指します。



おいしい笑顔で学校給食を食べる南相馬市の子どもたち。県内全ての子どもたちの笑顔を守るために、安全で安心な学校給食提供の体制づくりを進めます。

自家消費野菜などの取り組み

自分で作っている（流通ルートにのらない）野菜などの放射性物質の検査

食品の自主検査は、申し込みも準備も決して難しくなく、身近な場所でやっていますので、自家消費野菜が心配な人はぜひ検査をして、正しい結果と知識を得て、安心して食べてください。

なお簡易検査の結果は、ホームページなどで公表しています。

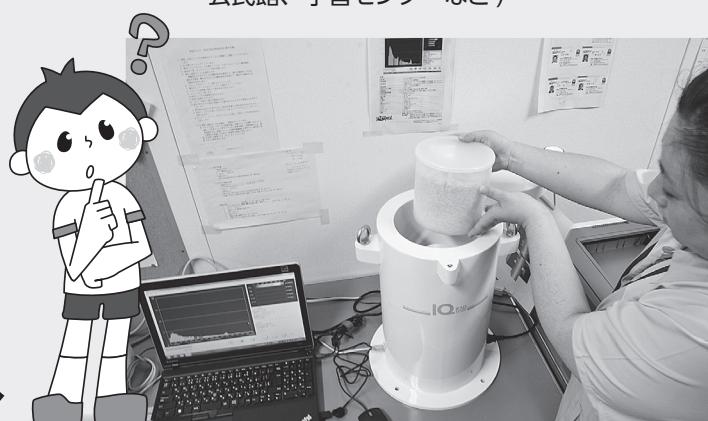
福島県 放射能簡易検査 [検索](#)

Q

どこで検査しているの？

A

- ・県では、検査の機器を県内に約500台配備しています。これは59全市町村に配備されています。
- ・身近な場所で検査しています。（役所の支所、公民館、学習センターなど）



安心の学校給食体制づくりへ向けて

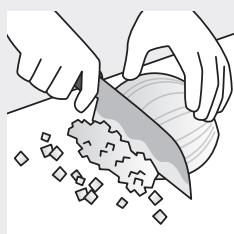


Q 何(の品目)を検査するの?

A 検査品目は自家消費野菜、山菜・キノコおよび井戸水など。なお米、麦、味噌なども検査できます。

Q 検査に必要な量は?

A 検査には1品目につき、1kgもしくは1,000cc (=みじん切りにした食品)が必要です。
(十分な量がないと検査ができないのでご理解ください)



Q 検査結果はいつ分かるの?

A 検査結果は、検査後に説明したり、後で通知を送ったり、市町村や実施場所によって対応が異なります(要・問合せ)。

自家消費野菜などの放射性物質検査の流れ

①消費者 自主検査の申し込み

・事前に電話で予約 ※検査は1回につき1検体

②消費者 検査食品などの準備

・自家消費野菜などを採取する。(泥などは払い落とす)

③消費者 自宅等で前作業

・野菜などは洗って細かくみじん切りにし、切った際に出た水分と一緒にビニール袋に密封する。(1000ccが必要ですが、少し多めに準備してください。)

④役所など 検査

・身分証明書(運転免許証など)が必要です。

⑤役所など 検査結果説明または通知

・検査が終了した食品はお持ち帰りできます。(検査場所によって対応が異なるので要確認)

*この流れは一例です。詳しくは各検査場所にお問い合わせください。

県の動き

学生のボランティア活動

特集

お知らせ

原子力損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護

環境放射能測定結果

各種相談窓口

市町村問合せ先一覧



お知らせ

① 「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」について（新規）

子どもたちが心身ともにリラックスできる環境の中で自然体験活動・交流活動等を実施する団体に補助をします。

- ◆実施期間 夏期間 7月1日(日)～9月30日(日)
冬期間 12月1日(土)～平成25年1月31日(木)
- ◆補助対象 幼児、児童生徒(5名以上)を中心とした団体
- ◆補助条件 体験活動実施場所および宿泊場所は福島県内
- ◆補助内容 宿泊費として、一人当たり1泊5千円(7泊まで)
交通費・体験活動費として、1回1人当たり2千円
- ◆申込方法 登録旅行業者(HPに一覧掲載)に実施20日前までに依頼

お問い合わせ先 ●県庁社会教育課 ☎ 024-522-3090
 ●ホームページ [福島県社会教育課](#) 検索

② 地域リーダー養成セミナーを開催します（新規）

福島県を復興するためには、県民一人ひとりの「力」が欠かせません。

県民の皆様が学習することで「県民力」をアップさせ、地域の発展を図ることができます。東日本大震災で失われてしまった、地域をつなぐ活動や自治組織の形成を支援するため、地域の核となるリーダーを育てるためのセミナーを県内4方部で開催します。

- 講 師 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 天野 和彦 氏
おだがいさまセンター 北村 育美 氏
- 内 容 講義、ワークショップ、講演ビデオ（講師：松崎運之助氏）鑑賞
- 日程・会場

日時	方部	会場
7月17日(火) 9:45～15:45	県中	福島県農業総合センター
7月18日(水) 9:45～15:45	会津	会津若松市勤労青少年ホーム
7月19日(木) 9:45～15:45	相双	ゆめはっと多目的ホール
7月20日(金) 9:45～15:45	いわき	いわき合同庁舎南分庁舎3階会議室

お問い合わせ先 ●県庁生涯学習課 ☎ 024-521-7784
 ●ホームページ [福島県生涯学習課](#) 検索

③ 「寄付金」の受入実績と使途について（新規）

5月末日時点では、2,741件、7,894,087,251円の寄付金が寄せられています。皆様方の温かいご支援に感謝申し上げます。寄附金は、災害復旧、復興のために活用させていただいております。

主な使途

- サテライト校（被災校の臨時校舎）の机や椅子、暖房費、卒業式などの行事費用等
- 交通手段のない被災生徒を送迎するバスの委託料や通学費補助
- 仮設住宅の除雪、防寒、衛生管理などの環境改善
- 原子力災害による風評被害対策

県の動き

活動
ボランティア
学生の
ボランティア

特集

お知らせ

損害賠償
原子力

生活支援

雇用・経営

住宅

健康
医療
介護

測定結果
環境放射能

窓口各種相談

問合せ先
一覧
市町村

④ 義援金の受入・配分状況について（新規）

福島県および日本赤十字社には、国内外の多くの皆さまより多くの義援金が寄せられており、集まった義援金は、市町村から被災者の皆さまに順次、配分を進めております。

被災者の皆さまへの配分基準などにつきましては、各市町村において決定しておりますので、被災時にお住まいであった市町村にお問合せください。

●受入額（5月25日現在）

- ・福島県義援金 19,909,434,751円
- ・国（日赤など）義援金 119,843,058,024円（本県への送金額）

●市町村への配分済額（5月25日現在）

- ・福島県義援金 18,722,650,000円
- ・国（日赤など）義援金 118,714,559,580円

●被災者の皆さまへの配分済額（5月25日現在）

- ・福島県義援金 16,528,846,512円
- ・国（日赤など）義援金 103,942,114,585円

※福島県および市町村における配分残額は、現在も住家被害の認定作業が続けられており、まだ義援金を受けていない方に対応するための留保分などです。

⑤ 高齢者総合相談センター「巡回相談会」のご案内（新規）

高齢者やそのご家族の日常生活の心配ごと・悩みごと、相続、借金、離婚、境界問題、慰謝料などの法律相談に高齢者総合相談センター相談員や弁護士が懇切・丁寧に応じます。

相談はすべて無料です。秘密は、厳守します。

どなたでもお気軽にご相談ください。

●一般相談（センター相談員） 午前10時30分～午後3時

●法律相談（弁護士） 午後1時～午後3時（予約が必要です）

ご予約・お問い合わせ先 福島県高齢者総合相談センター ☎ 024-524-2225

市町村	開催月日	開催場所	所在地
会津美里町	7月3日(火)	会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」	会津美里町下堀字中川360-4
三春町	8月10日(金)	三春町福祉会館	三春町字南町1
相馬市	8月24日(金)	相馬市総合福祉センター「はまなす館」	相馬市小泉字高池357
本宮市	8月30日(木)	本宮市社会福祉協議会「えぼか2階」	本宮市本宮字千代田60-1

⑥ 「ふるさと絆情報ステーション」について

民間借上げ住宅等に入居されている皆さんが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場としてご活用いただける「ふるさと絆情報ステーション」を県内のスーパーなどに開設しています。お買い物などの際に、ぜひお立ち寄りください。

福島市
ヨークベニマル 野田店
コープマートやのめ
ダイユーエイト 福島黒岩店

郡山市
ヨークベニマル 安積町店
ヨークベニマル 富久山店
イオン郡山フェスタ店

いわき市
ヨークベニマル 大原店
ヨークベニマル 谷川瀬店
イオンいわき店

会津若松市
リオンドール 神明通り店
COOP BESTA にいでら

白河市
ヨークベニマル メガステージ白河店

南相馬市
ヨークベニマル 原町西店

お問い合わせ先 ●県庁文化振興課 ☎ 024-521-7179

●特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（運営）☎ 024-953-6092

原子力損害賠償について

① 原子力損害賠償に係る請求について

- ◆ 原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口を開設しています。請求手続きの相談などについては、下記へお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター） ☎ 0120-926-404 (午前9時～午後9時：毎日)

- ◆ 東京電力は、平成23年3月11日時点で、県北、県中、相双およびいわき地域の23市町村に生活の本拠としての住居があった方および平成23年3月11日時点で県南地域の9市町村に生活の本拠としての住居があった18歳以下の方および妊婦の方を対象として、「自主的避難等に係る損害」の賠償請求の受付を進めております。請求書類の入手方法や手続きなどは、下記へお問い合わせください。

自主的避難等ご相談専用ダイヤル ☎ 0120-993-724 (午前9時～午後9時：毎日)

② 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会がそれぞれ相談窓口を開設しています。

① 県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 ☎ 024-523-1501

- 相談時間 平日 午前8時30分～午後8時
- 弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日 午後1時～午後5時 ※同じ電話番号で受付

◆巡回法律相談

- 弁護士による巡回法律相談を県内7方部で実施しております。
- 相談時間 30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）※先着受付順
- 実施時間 各会場とも午後1時30分～午後3時50分
- 受付電話番号 上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付
- 日程及び会場など詳細については、上記窓口にお気軽に問い合わせください。

② 国

◆文部科学省

- 原子力損害賠償制度および原子力損害賠償紛争審査会に関すること
- ☎ 03-5537-0245 (平日 午前9時30分～午後6時15分)

◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

[東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階

[福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階

☎ 0120-377-155 (平日 午前10時～午後5時)

• 福島事務所では、窓口で申立書作成に関する説明を行っています。

③ 原子力損害賠償支援機構

◆電話相談

- 行政書士などによる無料相談
- ☎ 0120-013-814 (午前10時～午後5時 土日祝日含む)

◆対面相談

- 弁護士などによる無料相談（事前予約制、1回1時間以内）

▽機構本部	場所：東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5 階 日時：毎週月・水曜日 午前 10 時～正午 ☎予約受付は左ページ電話相談と同一
▽福島事務所	郡山、福島、会津若松、いわきの県内 4 会場において開催中 (1 組 1 時間程度、事前予約制) ●郡山会場（毎週水・金・土曜日・祝日）：機構福島事務所 ●福島会場（6 月：毎週火・土曜日、7 月：毎週水・土曜日）：コラッセふくしま ●会津若松会場（6 月 28 日（木）・7 月 7 日（土）・12 日（木）・21 日（土）・26 日（木））：会津労働福社会館 2 階 ●いわき会場（毎週金・日曜日）：いわき市文化センター 2 階 ※詳細は下記の予約受付電話でご確認ください。 ☎ 0120-330-540 （午前 9 時～午後 5 時 土日祝日含む）

◆県外での巡回個別相談会

- 弁護士、行政書士による無料の個別相談（1 組 1 時間程度、事前予約制）

会場		日程
山形県	米沢市置賜総合文化センター	7 月 27 日（金）・28 日（土）
新潟県	新潟市東区プラザ	7 月 27 日（金）・28 日（土）
	新発田市生涯学習センター	7 月 28 日（土）
	長岡市立劇場	7 月 13 日（金）
	柏崎市被災者サポートセンターあまやどり	7 月 14 日（土）

※山形県・新潟県の各相談会の詳細については、☎ 0120-330-540（午前 9 時～午後 5 時 土日祝日含む）においてご確認ください。

- 各弁護士会が行う無料個別相談会（1 組 1 時間程度、事前予約制）

問い合わせ先		
宮城県	仙台弁護士会	平日（祝日など除く）午前 10 時～午後 3 時 ☎ 022-223-2383
茨城県	茨城県弁護士会（水戸）	平日（祝日など除く）午後 1 時～午後 4 時 ☎ 029-227-1133
	茨城県弁護士会（土浦）	毎週月曜（祝日など除く）午前 9 時～午後 5 時 ☎ 029-875-3349
群馬県	群馬弁護士会	平日（祝日など除く）午前 9 時～午後 12 時、午後 1 時～午後 5 時 ☎ 027-234-9321
山梨県	山梨県弁護士会	平日（祝日など除く）午前 9 時～午後 12 時、午後 1 時～午後 5 時 ☎ 055-235-7202
静岡県	静岡県弁護士会（静岡）	平日（祝日など除く）午後 1 時～午後 4 時 ☎ 054-252-0008
	静岡県弁護士会（浜松）	平日（祝日など除く）午後 1 時～午後 4 時 ☎ 053-455-3009
	静岡県弁護士会（沼津）	平日（祝日など除く）午後 1 時～午後 4 時 ☎ 055-931-1848

※順次対象地域を拡大中です。詳細は、☎ 0120-013-814（午前 10 時～午後 5 時 土日祝日含む）においてご確認ください。

④ 弁護士会

◇弁護士に電話で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談（平日 午後 2 時～午後 4 時）

☎ 024-534-1211（福島市） **☎ 024-925-6511**（郡山市）
☎ 0242-27-2522（会津若松市） **☎ 0246-25-0455**（いわき市）

◆東日本大震災電話相談（日本弁護士連合会他主催）

☎ 0120-366-556（平日 午前 10 時～午後 3 時、午後 5 時～午後 7 時）

◇弁護士に本格的に相談したい方

◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

- 内容：担当弁護士の紹介 ※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所で相談
- 原子力損害賠償に関する相談（3 回まで無料）
- 東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）
- 紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理（有料）など

※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。

☎ 024-533-7770（平日 午前 10 時～午後 3 時）

⑤ 行政書士会

◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター

- 窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階
- ☎ 0800-800-3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- 相談時間：午前10時～午後5時（受付は午後4時まで。土日祝開設。月曜休業）
- 相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続きなど

お問い合わせ先 ●県庁原子力賠償支援課 ☎ 024-523-1501

●ホームページ 福島県 原子力賠償支援課 検索



生活支援について

① 東日本大震災被災児童支援基金給付金のご案内

東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援します。

対象者 (①から④の 全てに該当す る方)	①平成23年3月11日現在で18歳未満であった方 ②平成23年3月11日現在、生計を一にし、現に養育をしていた保護者が震災により死亡し、又は行 方不明となっている方 ③前記②の保護者が、震災発生時に福島県内に住所を有していた方 ④他の都道府県から、本給付金と同様の資金の給付を受けていない方																																			
給付の内容 (概要)	<p>①給付金の種類・給付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">対象時期</th> <th colspan="2">給付額</th> </tr> <tr> <th>孤児</th> <th>遺児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">月額金</td> <td>未就学児童</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校に在籍する方</td> <td>40,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等に在籍する方</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>大学及び専門学校等に在籍する方</td> <td>60,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一時金</td> <td>小学校入学時</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校卒業時</td> <td>50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校卒業時</td> <td>100,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校卒業時</td> <td>300,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②23年度分については、さかのぼって給付されますので、速やかに申請をお願いします。</p>				種類	対象時期	給付額		孤児	遺児	月額金	未就学児童	30,000円	20,000円	小・中学校に在籍する方	40,000円	30,000円	高等学校等に在籍する方	50,000円	40,000円	大学及び専門学校等に在籍する方	60,000円	50,000円	一時金	小学校入学時	30,000円		小学校卒業時	50,000円		中学校卒業時	100,000円		高等学校卒業時	300,000円	
種類	対象時期	給付額																																		
		孤児	遺児																																	
月額金	未就学児童	30,000円	20,000円																																	
	小・中学校に在籍する方	40,000円	30,000円																																	
	高等学校等に在籍する方	50,000円	40,000円																																	
	大学及び専門学校等に在籍する方	60,000円	50,000円																																	
一時金	小学校入学時	30,000円																																		
	小学校卒業時	50,000円																																		
	中学校卒業時	100,000円																																		
	高等学校卒業時	300,000円																																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所及び市町村で把握している方については、給付要綱をお送りしていますので、下記問い合わせ先まで、申請書及び添付書類を提出願います。 給付要綱を必要とする方は、下記にご連絡ください。 																																			

お問い合わせ先 ●県庁児童家庭課 ☎ 024-521-7174 (〒960-8670 福島市杉妻町2-16)

② 原発避難者特例法による行政サービスについて

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している方は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務（要介護認定など）、教育事務（児童生徒就学など）に関する行政サービスを受けられます。詳細は下記市町村にご確認ください。

また、下記の該当市町村から住民票を移した方で、避難元自治体からの情報提供などを希望される方は、各市町村へ手続きをお願いします。

【該当市町村】いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

【お問い合わせ先】

- | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|
| ◆いわき市 ☎ 0246-22-1111 | ◆楢葉町 ☎ 0246-46-2551 | ◆双葉町 ☎ 0480-73-6880 |
| ◆田村市 ☎ 0247-81-2111 | ◆富岡町 ☎ 0120-336-466 | ◆浪江町 ☎ 0243-62-0123 |
| ◆南相馬市 ☎ 0244-24-5232 | ◆川内村 ☎ 0240-38-2111 | ◆葛尾村 ☎ 0247-61-2860 |
| ◆川俣町 ☎ 024-566-2111 | ◆大熊町 ☎ 0242-26-3844 | ◆飯舘村 ☎ 024-562-4200 |
| ◆広野町 ☎ 0240-27-2111 | | |

【お願い】

避難場所を移動された方、または一度も連絡されていない方は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●県庁市町村行政課 ☎ 024-521-7057



雇用・経営について

① 就職支援イベントについて（更新）

イベント名	日時	会場	備考
平成 24 年度 ふくしま大卒 等合同就職 面接会	<p>①福島会場 平成 24 年 7 月 17 日(火) 就職支援セミナー 11:00 ~ 12:00 合同就職面接会 13:00 ~ 16:00</p> <p>②郡山会場 平成 24 年 7 月 24 日(火) 就職支援セミナー 11:00 ~ 12:00 合同就職面接会 13:30 ~ 16:00</p>	<p>①コラッセ ふくしま (福島市三河南町 1-20)</p> <p>②ビッグパレット ふくしま (郡山市南二丁目 52)</p>	<p>●参加対象 ・平成 25 年 3 月卒予定の大学生等 ・平成 22 年 3 月以降卒業の未就職者</p> <p>●問合わせ先 福島労働局職業安定課 ☎ 024-529-5396 福島県雇用労政課 ☎ 024-521-7290 ①福島新卒応援ハローワーク ☎ 024-534-0466 ②郡山新卒応援ハローワーク ☎ 024-927-4633</p>

② 就職支援施設について

県設置の就職支援施設について、4 月から下記の体制で、窓口や仮設住宅等への巡回による就職相談、職業紹介、生活相談を行い、求職者の方の就職を支援しています。

なお、これまで「ふくしま求職者総合支援センター 郡山窓口・福島窓口」および「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション 福島・郡山」をご利用されていた方は、最寄りの施設をご利用ください。

施設名	開館日時	場所	電話番号	備考
ふるさと福島就職情報センター（窓口相談）				
ジョブカフェふくしま	午前 10 時 ～午後 7 時	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 2 階	024-525-0047	
F ターンセンター東京	午前 10 時 ～午後 6 時	東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 6 階	03-3214-9009	移転
ふくしま就職応援センター（窓口・巡回相談）				
郡山窓口	午前 10 時 ～午後 7 時	郡山市駅前 1-14-21 郡山花椿ビル 8 階	024-925-0811	新設
白河窓口		白河市郭内 1 NTT 白河ビル 1 階	0248-27-0041	
会津若松窓口		会津若松市南千石町 6-5 会津若松商工会議所会館 2 階	0242-27-8258	
南相馬窓口		南相馬市原町区南町 1-1 松本ビル 2 階	0244-23-1239	
いわき窓口		いわき市平字梅本 15 いわき合同庁舎西分庁舎 1 階	0246-25-7131	

※各就職支援施設の閉館日は、「日曜日、祝日、12月29日～1月3日」になります。「ふるさと福島就職情報センター F ターンセンター東京」は「日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日」になります。

お問い合わせ先 ● 県庁雇用労政課 ☎ 024-521-7290

③ 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業などを対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域等での事業継続・再開向け融資を実施しています。

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ● (公財) 福島県産業振興センター ☎ 024-534-0948

県の動き

学生の
ボランティア活動

特集

お知らせ

原子力
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

健康・医療
介護

測定結果
環境放射能

窓口各種相談

市町村
問合せ先一覧

④ 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

東日本大震災により、甚大な被害を受けた中小企業者などの二重債務問題の相談に応じるとともに、事業再開に向けた取り組みを支援するため、「福島県産業復興相談センター」が設置されました。同センターでは、相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されています。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

お問い合わせ先 ●福島県産業復興相談センター

場所 福島市置賜町 1-29 佐平ビル 9 階 ☎ 024-573-2561

相談時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）

●（公財）福島県産業振興センター 総務企画課 ☎ 024-525-4070

●県庁経営金融課 ☎ 024-521-7291

●ホームページ [福島県産業復興相談センター](#) [検索] ↗

⑤ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者などが施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 ●（公財）福島県産業振興センター ☎ 024-525-4075

⑥ 避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている農業者の皆さんのが、ふるさとに戻るまでの間、県内の避難先などで農業を再開する取り組みを支援します。

助成額は、要件を満たす一農家当たり上限 100 万円（畜産経営を再開する場合上限 150 万円）で、農業生産資材の購入や施設・機械のリース、地代などに使用することができます。

なお、助成は営農再開初年度 1 回のみで、震災までお住まいだった市町村からの助成となります。

お問い合わせ先 ●県庁農業担い手課 ☎ 024-521-7340 ●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口） ●震災時までお住まいだった市町村

⑦ 農業分野での雇用支援について

県が契約を結んだ農業法人で、農作業などに従事する人を募集します。

雇用期間は平成 24 年度内で、ハローワークなどを通じて募集します。

お問い合わせ先 ●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

⑧ 耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんのが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取り組みを支援しています。

事業内容	<p>(1) 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入などに係る経費について、農地の荒廃程度により 10 アール当たり最大で 27 万 5 千円まで補助します。</p> <p>(2) 施設などの整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設などの整備に係る経費を 2 分の 1 以内で補助します。</p> <p>(3) 「実証ほ場」の設置による支援 市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運営業務を委託したりすることで支援します。</p>
------	---

お問い合わせ先 ●県庁農村振興課 ☎ 024-521-7415 ●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口） ●各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会



住宅について

① 応急仮設住宅の募集などに関するお問い合わせについて

県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆鏡石町 ☎ 0248-62-2116	◆西郷村 ☎ 0248-25-1117	◆相馬市 ☎ 0244-37-2179
◆南相馬市 ☎ 0244-24-5253	◆富岡町 ☎ 0120-336-466	◆双葉町 ☎ 024-973-8090
◆浪江町 ☎ 0243-62-0123	◆葛尾村 ☎ 0247-61-2850	◆須賀川市 ☎ 0248-88-9152
◆白河市 ☎ 0248-22-1111	◆川俣町 ☎ 024-566-2111	◆飯舘村 ☎ 024-562-4236
◆大熊町 ☎ 0242-26-3844	◆楢葉町 ☎ 0246-46-2551	◆広野町 ☎ 0240-27-2111

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) 検索

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル（県内避難者） 024-521-7698 [受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時]

② 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」について、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯および県内における民間住宅借上げの対象者であって県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。

※民間住宅の借上げ

住宅が全壊し又は流出し、居住する住宅がない、又は原発事故による避難指示などが出ている地域から避難していて、自らの資力では住宅を得ることができない方への住宅対策

お問い合わせ先 ●市町村問い合わせ先一覧参照

③ 県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について（更新）

東日本大震災の発生以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃などの返還については、次のとおり受け付けています。

対象世帯	住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県内の借上げ住宅などに入居した世帯
対象期間	平成 23 年 3 月 11 日以降、県内の借上げ住宅などに入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間
対象費用	対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費
受付方法	郵送のみで受付
郵送先	〒 960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県災害対策本部 選及措置担当

※申請書等については、下記ホームページに掲載しています。

お問い合わせ先 ●県庁建築指導課 ☎ 024-522-6381、6382 (平日：午前 9 時～午後 5 時まで)

●ホームページ [福島県 選及措置](#) 検索

④ 県外の借上げ住宅について（更新）

県外の自治体でも、避難している皆さんに公営住宅や公務員宿舎を提供し、住宅対策を実施しています。なお、6 月 25 日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（詳細は、下記の各県窓口にお問い合わせください。）

◆岩手県 ☎ 019-629-6936	◆秋田県 ☎ 018-860-4503	◆山形県 ☎ 023-630-3100
◆茨城県 ☎ 029-301-5977	◆千葉県 ☎ 043-223-2675	◆石川県 ☎ 076-225-1482
◆新潟県 ☎ 025-280-5444、025-282-1775	◆山梨県 ☎ 055-223-1732、1477	
◆長野県 ☎ 026-235-7407	◆愛知県 ☎ 052-954-6579	◆三重県 ☎ 059-224-2181
◆兵庫県 ☎ 078-232-9564	◆鳥取県 ☎ 0857-26-7411	◆島根県 ☎ 0852-22-5084
◆広島県 ☎ 082-513-3030	◆山口県 ☎ 083-933-2724	◆福岡県 ☎ 092-643-3729
◆佐賀県 ☎ 0952-25-7385	◆長崎県 ☎ 095-895-2410	◆宮崎県 ☎ 0985-26-7196
◆熊本県 ☎ 096-383-1111 (内線 7014)	◆鹿児島県 ☎ 099-286-2824	
◆沖縄県 ☎ 098-866-2187		

県の動き

ボランティア
活動

特集

お知らせ

原子力
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護

測定結果
環境放射能

窓口各種相談

市町村問合せ先一覧



※借上げ住宅は、避難した方が常時・継続的に居住していることが必要です。週末や休暇期間中だけの居住（別荘の利用）や転勤、進学などを理由とする借上げは対象外となります。
また、避難予定が未定である場合や今後の移転先を確保しておくために借上げるといったようなことはしないでください。

※民間賃貸住宅に係る家賃などの返還（遅延措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあっては原子力損害賠償制度による賠償対象となっていますので、東京電力（株）へ請求願います。
【お問い合わせ先】 東京電力（株）福島原子力補償相談室 ☎ 0120-926-404

お問い合わせ先 ●県庁避難者支援課 ☎ 024-523-4157 (平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

⑤ 「福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業」のお知らせ（更新）

東日本大震災により、ローンが 500 万円以上残っている住宅に半壊以上の被害を受けた方が、福島県内で住宅を再建・補修するために新たに資金を 500 万円以上借り入れた場合、既存の住宅ローン 5 年間分の利子額（上限 140 万円）を一括補助します。

申し込み手続き

新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申込みいただけます。住宅ローンを取り扱う金融機関にご相談ください。なお、申込み可能な金融機関や手続きの詳細は、下記のホームページにも掲載しています。

お問い合わせ先 ●住宅相談窓口専用ダイヤル ☎ 024-521-7698

●県庁建築指導課 ☎ 024-521-8184

●ホームページ [福島県二重ローン](#) [検索]

⑥ 「福島復興再生特別措置法における災害復興住宅融資」の対象拡大のお知らせ

原発事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方は、り災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資（住宅の建設・購入の場合、当初 5 年間の金利 0 %など）をご利用いただけるようになりました。災害復興住宅融資の概要は、住宅金融支援機構のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

お問い合わせ先 ●住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル）☎ 0120-086-353

●ホームページ [住宅金融支援機構](#) [検索]



医療・介護・健康について

① 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長などについて（更新）

以下の方については、引き続き、医療機関などの窓口負担は免除となります。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費（柔道整復師などの施術費や治療用装具など）の自己負担の免除は、平成 24 年 2 月 29 日分で終了となりました。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

対象者		延长期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30 解除）、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域（24.4.1,24.4.16 設定）、居住制限区域（24.4.1,24.4.16 設定）、帰還困難区域（24.4.16 設定）の住民の方（※ 1）	平成 25 年 2 月 28 日まで
(2)	(1) 以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当する住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方（※ 1）（※ 2）	平成 24 年 9 月 30 日まで

※ 1 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※ 2 その他の医療保険にご加入の方は、保険者（健康保険組合など）により対応が異なりますが、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

2. 免除証明書の取扱いについて

国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方は、有効期限欄に「平成 24 年 2 月 29 日まで」と記載されている発行済みの免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※ 3）

※ 3 その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。ただし、以下の市町村に住所を有する市町村国保・後期高齢者医療制度の被保険者の方は、平成 24 年 9 月 30 日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

[広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村](#)

お問い合わせ先 ●ご加入の各医療保険の保険者の窓口にお願いします。

② 介護サービスを受ける際の利用者負担の免除などについて（更新）

以下の方については、引き続き介護サービスの利用者負担は免除となります。ただし、介護保険施設の食費・居住費の免除は、平成24年2月29日分で終了となりました。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

対象者		延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域（24.4.1,24.4.16設定）、居住制限区域（24.4.1,24.4.16設定）、帰還困難区域（24.4.16設定）の住民の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含む）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当する住民の方で、介護保険サービスを利用する方についても、市町村によっては、平成24年9月30日まで延長される場合があります。詳細は自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください	

2. 免除証明書の取扱いについて

- (1) 以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者の方は、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- (2) (1)以外の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、市町村ごとに取り扱いが異なりますので、自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ●各市町村（保険者）の窓口にお願いします。

③ 県民健康管理調査「基本調査（問診票）」について

今回の震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の皆さんの健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

- 「基本調査」の目的、重要性
- 放射線の健康に与える影響は、被ばくした放射線量の多さに左右されます。
 - 『基本調査（問診票）』は、皆さんの行動記録を基に、原発事故から平成23年7月11日までの4か月間に受けた放射線（外部被ばく）線量を推計する、唯一の方法です。
 - 推計結果は皆さんにお知らせするとともに、県でもデータを保存し、今後の長期にわたる健康を見守っていく基礎資料とします。
 - 基本調査は、甲状腺検査等の詳細調査と一体のもので、基本調査による線量推計は、各種検査や調査の分析において重要なものとなります。
 - 今後の各種検査・健診についての「受診お知らせ」を確実にお届けするために、住所（居所）の確認が必要です。基本調査はそのためにも重要となります。

*問診票をまだ返送していない方は、記入の上返送をお願いします。

（詳しく行動を思い出せないところは、「忘れて書けない」と記入して、まずは返送してください。
後日、事務局で内容確認のお手伝いをいたします。）

*記入方法が分からない、問診票が届いていない、問診票を紛失してしまった場合などは、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ●県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎ 024-549-5130 (平日：午前9時～午後5時)

●ホームページ [福島県 県民健康管理調査](#) 検索

④ 「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」について（新規）

妊娠中・小さなお子さんをお持ちの保護者の方の健康や育児の不安・悩みに対応するため、「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」を開設しましたので、ぜひご利用ください。

1 相談内容

(1) 健康相談

妊娠婦や乳幼児を持つ保護者等の健康や育児、乳房のケア等の不安や悩みについて相談に対応します。

県の動き

活動
ボランティア

特集

お知らせ

損害賠償
原子力

生活支援

雇用・経営

住宅

健康
医療・介護

測定結果
環境放射能

窓口
各種相談

市町村
問合せ先一覧

(2) 母乳の放射性物質濃度検査

母乳育児をされている方で、母乳の放射性物質濃度検査を希望される場合に検査を実施します。希望される場合は、下記の電話番号にお申し込みください。

※母乳の検査は、無料で受けられます（検査料、送付料とも無料です）。

※申込をしていただいた後、検査機関にお送りいただく容器等をお届けし、自宅で母乳を取り検査機関に送付していただきます。

2 相談対応者

助産師（福島県助産師会会員）

3 相談電話

福島	① 024-573-0211 ② 080-2835-9988
会津	0242-85-8303
いわき	① 080-2826-4604 ② 080-2827-3005

※現在県外にお住まいの方、里帰りで県内においでの方も利用できます。

4 相談時間

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
- 午前9時30分～午後4時30分

5 その他

- 相談は無料でお受けします。
- 相談内容についての秘密は厳守します。
- 相談者のご希望により助産師による訪問指導を行います。
- 事業は、福島県助産師会に委託し実施します。

お問い合わせ先 ●県庁児童家庭課

☎ 024-521-7174 (平日：午前8時30分～午後5時15分)

●ホームページ [ふくしまの赤ちゃん電話健康相談](#) 検索



警戒区域などにおける環境放射能測定結果

警戒区域などの測定値の一部をお知らせします。（平成24年5月31日 8:00現在）

（単位：μSv/時）

川俣町		南相馬市				広野町	
山木屋駐在所	横川ダム	石神生涯学習センター	小高区役所	福島県南相馬合同庁舎	広野町役場	二ツ沼総合公園*	
0.99	1.39	0.50	0.22	0.34	0.17	0.43	

楢葉町			富岡町				
旧楢葉消防分署*	繁岡地区集会所*	中平集会所そば*	上郡山字滝ノ沢*	JAふたば南部営農センター*	旧富岡町役場*	養護老人ホーム東風荘*	リフレ富岡*
0.30	1.16	1.05	1.45	1.70	3.64	4.25	4.19

川内村		大熊町		双葉町			
川内村役場	原子力センター*	石熊公民館	山田多目的集会所*	双葉町体育館*	郡山公民館*		
0.14	5.01	10.93	21.00	5.67	1.37		

浪江町				葛尾村		飯舘村	
中央公園*	幾世橋小学校*	福島県浪江ひまわり荘	津島活性化センター	柏原地区	飯舘村役場	長泥コミュニティセンター	
1.01	0.39	3.19	1.22	5.48	0.89	5.18	

環境放射能監視テレメーターシステムのモニタリングポスト（＊印の付いている地点）は全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町3局、楢葉町1局の計5局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。調査地点の地面からの高さは、＊印の付いている地点は約3m、その他の地点は1mです。

お問い合わせ先 ●環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎ 024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧いただけます。

[PC] [福島 環境放射能](#) 検索

[携帯] 「福島県内各地方環境放射能測定値」で検索してください。



福島県内各地方
環境放射能測定値



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
◆災害（支援）に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	政府原子力災害現地対策本部 (8時30分～20時：平日、8時30分～18時：土日・祝日)
放射線に関する健康相談	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構(9時～18時：平日)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (13時～16時：月・水・金 ※祝日を除く)
自家消費野菜などの放射能検査受付専用電話	024-521-8397	県消費生活センター(9時～17時：平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556	日弁連(10時～15時、17時～19時：平日)
	024-534-1211	県弁護士会(14時～16時：平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	03-5537-0245	文部科学省：紛争審査会、指針(9時30分～18時15分：平日)
	0120-377-155	原子力損害賠償紛争解決センター：和解の仲介 (10時～17時：平日)
	0120-013-814	原子力損害賠償支援機構：無料電話相談(10時～17時：毎日)
	024-523-1501	県問い合わせ窓口(8時30分～20時：平日) ※毎週水・金の13時～17時は弁護士による法律相談
	024-534-1211	県弁護士会(14時～16時：平日)
	0800-800-3200	行政書士会連合会被災者相談センター (10時～17時：土日祝を含む。月曜は休業)
	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室コールセンター (9時～21時：毎日)
	0120-993-724	東京電力自主的避難等ご相談専用ダイヤル (9時～21時：毎日)
◆医療・福祉に関する相談【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	県庁地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	県庁地域医療課（感染・看護室）
医薬品に関する相談	024-521-7232	県庁薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	県庁障がい福祉課
相談支援専門員による一般相談	024-983-7646	NPO法人あいえるの会(8時30分～17時30分：平日)
	080-6050-1134	社会福祉法人希望の杜福祉会(8時30分～17時30分：平日)
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1508-0278	NPO法人夢あるき「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (9時30分～18時：平日、9時30分～13時30分：土)
	080-2384-2720	NPO法人さぽーとセンターぴあ「障がい児放課後支援 「ゆうゆうクラブ」内（相双を拠点）(9時30分～18時：平日)
	0246-38-9234	NPO法人わくわくネットいわき「ゆいまーる・ふたば」 (いわきを拠点)(9時～17時：平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	県庁高齢福祉課
(双葉郡)	0240-28-0152	広野町地域包括支援センター
	0242-55-0177	楢葉町地域包括支援センター(会津美里町)
	0246-46-2090	楢葉町地域包括支援センター(いわき市)
	024-983-9024	富岡町地域包括支援センター
	0240-38-2941	川内村地域包括支援センター
	0242-26-3844	大熊町地域包括支援センター
	0480-70-0057	双葉町地域包括支援センター(埼玉県加須市)
	0246-38-7105	双葉町サポートセンターひだまり(いわき市)
	0243-62-0123	浪江町地域包括支援センター
	0247-62-8687	葛尾村地域包括支援センター
(飯舘村)	024-562-4214	飯舘村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 【一般相談】(9時～17時：平日)【専門相談】(予約制)

県の動き

学生の活動
ボランティア

特集

お知らせ

原子力
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

健康・医療・介護

測定結果
環境放射能各
種
相
談市町
問合せ先
一覧

県の動き
活動ボランティア
特集
お知らせ
損害賠償
生活支援
雇用・経営
住宅
健康・介護・
測定結果
各窓口種相談
問合せ先一覧

認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時~16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	県庁介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	県庁国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101	中央児童相談所
	024-935-0611	県中児童相談所
	0242-23-1400	会津児童相談所
	0246-28-3346	浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556	精神保健福祉センター (9時~17時:平日)
	024-534-4300	県北保健福祉事務所 (以下8機関 8時30分~17時15分:平日)
	0248-75-7811	県中保健福祉事務所
	0248-22-5649	県南保健福祉事務所
	0242-29-5275	会津保健福祉事務所
	0241-63-0305	南会津保健福祉事務所
	0244-26-1132	相双保健福祉事務所
	024-924-2163	郡山市保健所
	0246-27-8557	いわき市保健所
	024-536-4343	福島いのちの電話 (10時~22時:土日含む)
	03-3414-5160	震災こころのサポートセンター JTM (10時~16時:平日)
女性の相談に関する窓口	024-522-1010	女性のための相談支援センター (9~21時)
	0120-279-338	よりそいホットライン (24時間) ※女性の相談は3を選択
	0243-23-8320	県男女共生センター (月曜日休館) 【火・木~日:9~12時、13~16時】 【水:13~17時、18~20時】
	0120-207-440	女性のための電話相談・ふくしま (10時~17時:平日)
青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター (10時~17時:祝日を除く火~土曜日)
◆生活に関する相談【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759	県庁教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787	県庁文化財課
	024-534-9193	ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070	県庁税務課
	024-521-7069	
消費に関する相談	024-521-0999	県消費生活センター (9時~18時30分:平日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財) 福島県国際交流協会 (9時~16時:火~土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	県庁一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	県庁産業廃棄物課
公害に関する相談 (水・土壤) (大気)	024-521-7258	県庁水・大気環境課
	024-521-7261	
被災者の住宅に関する相談 (県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (9時~17時:平日)
被災者の住宅に関する相談 (県外)	024-523-4157	県庁避難者支援課
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会 (8時~17時:平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	024-522-2151	(内線3024) 県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024-525-3311	県警察本部 県民サービス課 (9時~17時:平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	(公財) 県産業振興センター
中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	(公財) 県産業振興センター (福島県産業復興相談センター)
金融に関する相談	024-521-7291	県庁経営金融課
特定地域中小企業特別資金の相談	024-534-0948	(公財) 県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	県庁雇用労政課「中小企業労働相談所」 (9時~16時:平日)

就職に関する相談 (就職相談・職業紹介・生活相談)	ふるさと福島就職情報センター 024-525-0047 [ジョブカフェふくしま] (10時~19時:月~土) 03-3214-9009 [Fターンセンター東京] (10時~18時:月~土)
	ふくしま就職応援センター (10時~19時:月~土) 024-925-0811 [郡山窓口] 0248-27-0041 [白河窓口] 0242-27-8258 [会津若松窓口] 0244-23-1239 [南相馬窓口] 0246-25-7131 [いわき窓口]
労使間のトラブルに関する相談	024-521-7594 県労働委員会事務局
創業に関する相談	024-525-4048 県庁産業創出課 (福島駅西口インキュベートルーム) (13時~17時:土日を除く) ※インキュベーションマネージャーなどの専門家が対応
◆農林水産業に関する相談	024-521-7319 県庁農林企画課【受付時間:8時30分~20時(平日)】
◆国・県が管理する道路などに関する相談【受付時間:8時30分~17時15分】(土日除く)	
国管理道路 (国道4号・6号・13号・49号)	024-546-4331 国土交通省 福島河川国道事務所
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820 県庁道路管理課

●「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】 

●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。



※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局などでも受け取ることができます。

読者プレゼント

川俣町

「川俣シャモ」が当たる!

30名様に
プレゼント

はがきまたはファクスにて、皆さんからアンケートを募集しています。取り上げてもらいたい特集記事や、必要としている行政からの情報を書きの上、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入してお送りください。回答者から抽選で30名様に「川俣シャモのくんせい」をプレゼントします。

取り上げてほしい
記事や、必要な情
報などをご記入く
ださい。

住所、氏名、年齢、職業、
電話番号

〒960-8670

県庁広報課
「読者プレゼント」係

送り先 〒960-8670 県庁広報課「読者プレゼント」係
ファックス 024(521)7901

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は、商品発送に使用し、それ以外の目的には使用しません。

市町村問い合わせ先一覧

(6月25日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双	南相馬市	0244-24-5232
	相馬市	0244-37-2121
	広野町	0240-27-2111
	檜葉町 ※	いわき出張所 0246-46-2551・2552
		会津美里出張所 0242-56-2155
	富岡町 ※	0120-336-466
		いわき出張所 三春出張所 電話番号は上記共通
		大玉出張所
	川内村	0240-38-2111・024-937-2717
	大熊町 ※	0242-26-3844
		いわき連絡事務所 (好間工業団地応急仮設住宅内) 0246-36-5671
	双葉町 ※	0480-73-6880
		福島支所 (郡山市朝日) 024-973-8090
	浪江町 ※	0243-62-0123
		福島出張所 024-535-0750
		本宮出張所 0243-44-1185
		桑折出張所 024-582-2130
		南相馬出張所 0244-23-1112
	葛尾村 ※	いわき出張所 0246-24-0020
		0247-61-2850 (貝山)
		0247-61-2860 (三春の里)
	新地町	0244-62-2111
	飯舘村 ※	024-562-4200
いわき	いわき市	0246-22-1111
県北	福島市	024-535-1111
	二本松市	0243-23-1111
	伊達市	024-575-1111
	本宮市	0243-33-1111
	桑折町	024-582-2111
	国見町	024-585-2111
	川俣町	024-566-2111
	大玉村	0243-48-3131
県中	郡山市	024-924-7111
	須賀川市	0248-75-1111
	田村市	0247-81-2111
	鏡石町	0248-62-2111
	天栄村	0248-82-2111
	石川町	0247-26-2111
	玉川村	0247-57-3101
	平田村	0247-55-3111
	浅川町	0247-36-4121
	古殿町	0247-53-3111
	三春町	0247-62-2111
	小野町	0247-72-2111
県南	白河市	0248-22-1111
	西郷村	0248-25-1111
	泉崎村	0248-53-2111
	中島村	0248-52-2111
	矢吹町	0248-42-2111
	棚倉町	0247-33-2111
	矢祭町	0247-46-3131
	塙町	0247-43-2111
	鮫川村	0247-49-3111
	会津若松市	0242-39-1111
会津	喜多方市	0241-24-5221
	北塙原村	0241-23-3111
	西会津町	0241-45-2211
	磐梯町	0242-74-1211
	猪苗代町	0242-62-2111
	会津坂下町	0242-84-1503
	湯川村	0241-27-8800
	柳津町	0241-42-2112
	三島町	0241-48-5511
	金山町	0241-54-5111
南会津	昭和村	0241-57-2111
	会津美里町	0242-55-1122
	下郷町	0241-69-1122
	檜枝岐村	0241-75-2311
※	只見町	0241-82-5050
	南会津町	0241-62-6100

※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。

檜葉町 いわき明星大学内
(〒 970-8044 いわき市中央台飯野 3 丁目 3-1)

富岡町 富岡町郡山事務所
(〒 963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮 48-5)

大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内
(〒 965-0873 会津若松市追手町 2-41)

双葉町 旧騎西高校
(〒 347-0105 埼玉県加須市騎西 598-1)

浪江町 県男女共生センター内
(〒 964-0904 二本松市郭内一丁目 196-1)

葛尾村 貝山多目的運動公園管理棟
(〒 963-7719 三春町大字貝山字井堀田 287-1)

飯舘村 福島市役所飯野支所内
(〒 960-1301 福島市飯野町字後川 10-2)